

## 令和8年度 飯山市バス旅行支援事業助成金にかかるQ & A

Q. 宿泊施設について、市外に所在するが、市内の観光協会に属している場合は対象となるか。

A. 施設が飯山市内に所在していない場合は、助成金の対象となりません。

Q. 学生以外の参加者（教職員、ボランティア等）について、その人数分も助成対象となるか。

A. 学生以外であっても、参加者であれば対象となります。

なお、助成対象経費が「学習旅行等に参加した者が負担する経費」と定められていることから、参加者の経費負担が生じていない場合は対象外となります。

Q. 当初参加予定だったが体調不良等で不参加となった者について、その人数分も助成対象となるか。

A. 参加しなかった方については、対象となりません。キャンセル料等が発生した場合も同様です。

Q. 参加者の一部が「一部日程のみ参加（日帰り等）」の場合、その人数分も助成対象となるか。

A. 助成対象となる学習旅行は「飯山市内の宿泊施設に宿泊して行うもの」と定められており、助成対象事業の各条件を満たしている参加者が助成対象となります。日帰り（合宿の場合は、日帰りもしくは1泊のみ）の参加者は対象となりません。